

公益財団法人穴澤病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のために、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療の安全対策上及び患者サービスの質を保つうえで重要である。このため院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるように本指針を作成する。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本事項

院内感染防止を推進するために、本指針に基づき以下の組織を設置する。

(1) 院内感染対策委員会

当院で定める「院内感染対策委員会規程」に基づき、各部門の代表者で構成される「院内感染対策委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

委員会は毎月1回定期的に会議を開催し、院内感染防止対策を講ずる。また緊急時には、臨時会議を委員長が招集する。

(2) 感染対策チーム

当院で定める「感染対策チーム（ICT）内規」に従い、感染対策チーム(以下「ICT」という)を組織する。

ICTは定期的及び必要に応じて、随時情報の収集、分析を行い、院内全体の感染防止対策上の問題点を把握し速やかに改善策を講じる。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

(1) 院内感染対策における基本的な考え方・感染防止の意識や知識の向上を図ることを目的とする。

(2) 研修会は、全職員を対象とし、年2回開催する。また必要に応じて臨時の研修を行う。

(3) 学会など施設外研修を受けた者の伝習講習を、施設内研修に替えることも可とする。

(4) 研修会開催時には、その記録を保存する。研修会に欠席した職員に対しては、院内感染対策責任者が研修会の内容を伝習し、これを記録するものとする。

4. 感染症の発生の報告に関する基本方針

(1) 感染症法に定められた感染症については、行政機関に速やかに届出を行う。

(2) MRSA等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週1回作成し、院内各部署に報告する。

(3) 隔離を必要とする感染症が発生した場合は、委員会・ICTに報告する。

(4) 全職員が情報を共有すること。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICTが状況を確認し、アウトブレイクかどうかの判断を行った上で、必要により速やかに初期対応を行う。
- (2) 委員会は詳細な情報の把握に努め、原因の究明及び改善策を立案し、実施するため全職員に周知徹底を図る。
- (3) 届出が必要な感染症は、速やかに保健所に届出をする。
 - 1) 届出が必要な感染症が診断されたら、ICT委員長がその感染症の発生届を厚労省ホームページの感染症に基づく医師の届出のお願いからダウンロードする。発生届は、院長が記載し、ICT委員長が電話およびFAXを行う。事務長および看護部長にも連絡する。

*発生届ダウンロード手順

- 1.厚労省HP→感染症に基づく医師の届出のお願い→届出様式選択→感染症を検索→報告書印刷 *Word形式を選択すると入力印刷できる。

- 2) 届出が必要な感染症分類は、別表にて添付する。

6. 指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 院内感染対策指針は、患者及びその家族から閲覧の申し出があった場合には、これに応じるものとする。
- (2) 本指針は患者及び家族等が常時閲覧可能なように、病院ホームページで公開する。

7. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 職員に院内感染対策を周知するために「院内感染対策マニュアル」を作成し、各々の部署に配布する。
- (2) 「院内感染対策マニュアル」は定期的、必要に応じて見直し・改訂を行う。
- (3) 職員は「院内感染対策マニュアル」に基づいて感染対策を実施するものとする。

附則

この指針は、平成26年 4月 1日から施行する。

平成28年 4月 1日一部変更

平成28年12月 1日一部変更

令和 7年12月 1日一部変更